



会員募集! スポーツ少年団 に入ろう!

寄居町スポーツ少年団本部(笠原建徳本部長)には、現在21団体(野球5団・サッカー4団・バレーボール4団・柔道3団・剣道1団・ミニバスケットボール2団・女子ソフトボール1団・陸上1団)が加盟しています。各団とも随時団員を募集していますので、興味のある方は、各団に直接お問い合わせください。



種目	団名	募集学年	現団員数	練習日・時間	練習場所	問い合わせ
野球	オブスマクラブ	小1~小6	15	土日祝 8:30~16:00	男衾小グラウンド	新井 導 ☎582・0112
	城南キングフィッシャーズ	小1~小6	24	土 8:00~17:00 日 12:30~17:00	折原小・鉢形小グラウンド	田中 静雄 ☎090・1039・9170
	中町ジュニア	小1~小6	22	土日祝 8:30~12:00 夏休み 5:00~7:00	寄居小グラウンド	松本 勇 ☎581・2625
	マツキーズ	小1~小6	13	土日祝 13:00~17:00	桜沢小グラウンド	杉山 明功 ☎090・2161・8988
	用土コルツ	小1~小5	10	土日 9:00~16:00	用土小グラウンド	矢野 昌宏 ☎584・3535
サッカー	男衾サッカークラブ	小1~小6	28	第2・4土日 9:00~12:00	男衾小グラウンド	浅野 毅 ☎582・1723
	城南フットボールクラブ	小1~小6	36	土 14:00~17:00 日 9:00~12:30	折原小グラウンド 鉢形小グラウンド	角田 ゆかり ☎586・1525
	寄居フットボールクラブ2001	小1~小6	59	土日 9:00~11:30	本田技研寄居・寄居小グラウンド	志村 英明 ☎581・7123
	寄居女子サッカークラブ	小1~小6	19	土日 9:00~11:30	寄居小グラウンド	新井 弘 ☎581・5707
バレーボール	折原ジュニアバレー	小3~小6	8	水 16:00~18:00 土 9:00~15:00	折原小体育館	根岸 佳子 ☎581・4411
	桜沢ジュニアバレー	小1~小6	11	土 13:00~16:30 日 9:00~12:00	男衾小体育館 桜沢小体育館	柴崎 功(桜沢) ☎581・7193 田島 真由美(男衾) ☎582・5102
	用土ジュニアバレー	小1~小6	14	火水 18:00~20:00 日 9:00~12:00	用土小体育館	井田 勝美 ☎584・3149
	寄居ジュニアバレー	小1~小6	8	土日 9:00~12:00	寄居小体育館	田島 順子 ☎090・2208・3991
柔道	男衾柔道クラブ	小1~中3	40	火水 18:30~21:30 土 17:30~20:30	男衾中武道場	笠原 則夫 ☎582・2270
	明道館寄居警察署少年柔道教室	小1~小6	25	火水 18:00~20:00	総合体育館柔道場	小久保 秀隆 ☎584・3051
	男衾柔道育成会	小5~中3	11	月水金 18:00~21:00	男衾中武道場	新井 東 ☎582・0112
剣道	寄居成心館剣道	小1~小6	23	水 18:30~20:00 土 14:00~17:00	総合体育館剣道場 成心館剣道場	清水 都留吉 ☎090・1651・4179
	寄居ミニバスケットボール	小1~小6【男子】	19	水 18:00~20:00 土日 13:30~17:00	寄居小体育館	波多野 隆史 ☎581・8109
ミニバスケットボール	寄居スパークル	小1~小5【女子】	16	月水 18:00~20:00 日 13:30~17:00	寄居小体育館 総合体育館 桜沢小体育館	加藤 宮の ☎581・6867
	ソフトボール	寄居ジュニアソフトボール(女子のみ)	14	土 8:30~12:30	城南中グラウンド	白川 宏司 ☎090・4829・1845 齋藤 薫 ☎090・8850・1592
陸上	城南クラブ	小1~中3	12	週3回程度 夏 17:00~19:00 冬 15:00~17:00	寄居運動公園	山口 一幸 ☎581・0502

問い合わせ/寄居町スポーツ少年団本部事務局(生涯学習課内、☎581・2121内線531)へ。



6月1日は「人権擁護委員の日」

「人権擁護委員の日」

人権擁護委員制度を知っていますか

6月1日は、「人権擁護委員法」が施行された日です。戦後のわが国では、人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。このような背景のもと、昭和23年に、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に「人権擁護委員法」が施行されました。これにより、地域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。近年、わが国の人権に関する現状は、女性や子どもをめぐる人権問題としては、ドメ

スティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラースメント、いじめや体罰、児童虐待などが頻発し、大きな社会問題となつていきます。加えて、高齢者への虐待、同和問題、障害のある方、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等に関する差別や偏見、さらには、高度情報化社会を反映したインターネット、フアクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現をめざして、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や

行動に表れるような人権意識を育むことが必要であるとの認識の下に、啓発活動重点目標を「育てよう 一人一人の人権意識 ―思いやりの心がけがえのない命を大切に―」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設し、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。寄居町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて「人権相談」を行っています。詳しくは、本誌24頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ/人権推進課 ☎581・2121内線411へ。

5月18日から24日は

春季行政相談 強調週間です



行政相談委員は、総務大臣が民間有識者に委嘱しています。

行政相談委員さん紹介



町民の皆さんからの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員として、寄居町では鈴木健一さん(内宿)が平成21年4月1日付けで委嘱(再任)されました。

住所/大字鉢形685番地3
電話番号/581・3579

問い合わせ/人権推進課 ☎581・2121内線411へ。

また、行政相談委員は、相談員の自宅や電話での相談も受け付けておりますので、併せてご利用ください。機関にあつせんをし、苦情などの解決を図るとともに、行政運営の改善に役立てるものです。町では、心配ごと相談と併せて、原則として第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。詳しくは本誌24頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。

この週間は、行政相談制度について広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているもので、関係行事を全国的に実施しています。行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、町民の皆さんからの行政に対する意見や要望などを、公正・中立な立場から関係